

保育（2号・3号）標準時間認定を受けた子どもの札幌市の利用者負担額（保育料）（月額）

平成30年度の階層区分		利用者負担額（保育料）				
区分	定義	4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童		
A	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円		
B1	市町村民税額が非課税の世帯	3,300円 (0円)	3,300円 (0円)	4,400円 (0円)		
③	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	C1	48,600円未満 8,800円 (2,200円)	8,800円 (2,200円)	11,000円 (0円)	
		D1	48,600円以上 57,700円未満	13,480円 (3,370円)	13,480円 (3,370円)	15,680円 (0円)
			57,700円以上 67,000円未満	13,480円 (3,370円)	13,480円 (3,370円)	15,680円 (0円)
		D2	67,000円以上 97,000円未満	19,800円 (6,930円)	20,350円 (7,120円)	22,550円 (0円)
		D3	97,000円以上 140,000円未満	24,200円 (8,470円)	25,300円 (8,860円)	30,250円 (0円)
		D4	140,000円以上 169,000円未満	25,850円 (9,040円)	29,150円 (10,200円)	39,600円 (0円)
		D5	169,000円以上 254,000円未満	29,430円 (14,710円)	33,220円 (16,610円)	45,870円 (0円)
		D6	254,000円以上 301,000円未満	32,450円 (16,230円)	37,680円 (18,830円)	53,740円 (0円)
		D7	301,000円以上 341,000円未満	34,100円 (17,050円)	39,600円 (19,800円)	60,170円 (0円)
D8	341,000円以上 397,000円未満	35,200円 (17,600円)	40,700円 (20,350円)	65,450円 (0円)		
D9	397,000円以上	36,300円 (18,150円)	41,800円 (20,900円)	75,900円 (0円)		

() 内は2人目の料金

備考

- 利用者負担額（保育料）の年齢区分は、年度の初日（4/1）の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えてもその年度中の利用者負担額（保育料）は変わりません。
- 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌3月分は当年度分の市町村民税により決定する予定です。

③B1・C1・D1・D2階層区分で、ひとり親家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯については、下記の表を適用します。

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（保育料）		
		4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童
B0	市町村民税額が非課税の世帯	0円	0円	0円
C0	A階層及びB階層を 除き、市町村民税の 所得割額がいずれか の区分に該当する世 帯	48,600円未満 3,300円 (0円)	3,300円 (0円)	4,400円 (0円)
D01		48,600円以上 67,000円未満 3,300円 (0円)	3,300円 (0円)	4,400円 (0円)
D02		67,000円以上 77,101円未満 3,300円 (0円)	3,000円 (0円)	4,400円 (0円)

○ 内は2人目の料金

※市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。

保育（2号・3号）短時間認定を受けた子どもの札幌市の利用者負担額（保育料）（月額）

区分	平成30年度の階層区分		利用者負担額（保育料）		
	定義		4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童
A	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円	0円
B1	市町村民税額が非課税の世帯		3,300円 (0円)	3,300円 (0円)	4,400円 (0円)
③ C1 D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	8,660円 (2,170円)	8,660円 (2,170円)	10,820円 (0円)
		48,600円以上 57,700円未満	13,260円 (3,320円)	13,260円 (3,320円)	15,420円 (0円)
		57,700円以上 67,000円未満	13,260円 (3,320円)	13,260円 (3,320円)	15,420円 (0円)
		67,000円以上 97,000円未満	19,470円 (6,820円)	20,010円 (7,010円)	22,170円 (0円)
		97,000円以上 140,000円未満	23,790円 (8,330円)	24,870円 (8,710円)	29,740円 (0円)
		140,000円以上 169,000円未満	25,420円 (8,900円)	28,660円 (10,040円)	38,930円 (0円)
		169,000円以上 254,000円未満	28,930円 (14,470円)	32,660円 (16,330円)	45,100円 (0円)
		254,000円以上 301,000円未満	31,900円 (15,950円)	37,040円 (18,520円)	52,830円 (0円)
		301,000円以上 341,000円未満	33,530円 (16,770円)	38,930円 (19,470円)	59,150円 (0円)
	341,000円以上 397,000円未満	34,610円 (17,310円)	40,010円 (20,010円)	64,340円 (0円)	
	397,000円以上	35,690円 (17,850円)	41,090円 (20,550円)	74,610円 (0円)	

○ 内は2人目の料金

備考

- 利用者負担額（保育料）の年齢区分は、年度の初日（4/1）の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えてもその年度中の利用者負担額（保育料）は変わりません。
- 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌3月分は当年度分の市町村民税により決定する予定です。

③B1・C1・D1・D2階層区分で、ひとり親家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯については、下記の表を適用します。

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（保育料）		
		4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童
B0	市町村民税額が非課税の世帯	0円	0円	0円
C0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	3,300円 (0円)	3,300円 (0円)
D01		48,600円以上 67,000円未満	3,300円 (0円)	3,300円 (0円)
D02		67,000円以上 77,101円未満	3,300円 (0円)	3,000円 (0円)

() 内は2人目の料金

※市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。